

全L協保安・業務G6第3号
令和6年4月5日

正会員 各位

(一社)全国LPガス協会

賃貸集合住宅における「LPガスの料金透明化・取引適正化に向けた
取り組みに対する要望の周知」について (お願い)

標記につきまして、経済産業省燃料流通政策室(以下、「経産省」)より、
別紙のとおり当協会に対し、周知依頼がありました。

本件につきましては、令和3年6月1日付け全L協保安・業務G3第3
7号及び本年2月29日付け全L協保安・業務G5第234号において、
賃貸集合住宅の入居希望者へのLPガス料金の情報提供について会員等に
対し、周知依頼をお願いしておりました。

また、本年2月29日付けの文書に添付しておりますとおり、経産省か
ら国土交通省に対して、不動産関係業界団体への再周知依頼の文書が発出
されておりました。

それを受け、(公財)日本賃貸住宅管理協会から経産省宛に別添のとおり
「LPガスの料金透明化・取引適正化に向けた取り組みに対する要望」が
提出されたことから、今回の経産省から当協会への周知依頼となっております。

つきましては、不動産管理会社等と連携し、賃貸集合住宅におけるLP
ガスの料金の透明化・取引の適正化を実現するため、別紙に添付してあり
ます(公財)日本賃貸住宅管理協会の要望事項を徹底いただくよう都道府県
協会におかれましては、会員に対し、直接会員におかれましては、関係者
に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、森、岩田

別紙

令和6年3月28日

一般社団法人全国LPガス協会
会長 山田 耕司 殿

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

LPガスの料金透明化・取引適正化に向けた取り組みに対する要望の周知のお願い

日頃より資源エネルギー行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供については、先月、消費者保護の観点から、入居希望者に情報が行き届くよう、LPガス販売事業者から賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社（賃貸集合住宅を管理している不動産仲介会社含む。以下同じ。）に、日頃から情報提供することをお願いさせていただきました。

こうした中、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会会長から「LPガスの料金透明化・取引適正化に向けた取り組みに対する要望」（別添）が、当室室長宛てに提出されました。いただいた要望事項は、LPガスの料金透明化の実現に資する内容であることから、当室としても徹底すべきものと認識しています。

つきましては、不動産管理会社等と連携し、賃貸集合住宅におけるLPガスの料金透明化・取引適正化を実現するため、会員のLPガス販売事業者に対し、別添を周知いただくようお願いいたします。

以上

令和6年3月15日

経済産業省資源エネルギー庁
資源・燃料部 燃料流通政策室
室長 日置純子 様

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会
会長 塩見紀昭

LPガスの料金透明化・取引適正化に向けた取り組みに対する要望

当協会は、賃貸住宅管理業者を中心に約2,500社を会員とする全国組織です。賃貸住宅管理業者は賃貸住宅オーナーとの関係からLPガスの料金透明化、取引適正化において重要な役割を占めているなか、会員が家主から委託を受けて管理する賃貸住宅は約850万戸で、全国の委託管理戸数の約72%を占めています。

御庁が公表した「総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会資源開発・燃料供給小委員会液化石油ガス流通ワーキンググループ中間とりまとめ(案)」が提示されておりますが、以下、要望します。

【要望事項】

要望1 LPガス料金の明示についてLPガス会社から概ねの料金について、入居募集の有無にかかわらず、契約物件のすべてについて料金の提示につき徹底をすること。

要望2 LPガス会社はLPガスの設備貸借契約を他社から自社へ切り替える際に、LPガス利用料金は従前の料金で切り替え、一定期間経過後に、オーナーや管理会社が知らない間にLPガス料金を上げていることが多く、今後、LPガス会社の料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表の提供を徹底すること。

以上